



鳥取県公報

平成14年 7月23日(火)
第 7 4 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	保安林の指定の解除予定 (401) (森林保全課)	1
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (402) (審査課)	1
公 告	平成14年度林業改良指導員資格試験の実施 (林政課)	2
	鳥獣保護区の設定に関する公聴会の開催 (森林保全課)	4
	鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催 (〃)	4
調達公告	一般競争入札の実施 (出納課)	5

告 示

鳥取県告示第401号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜2164の847、2164の848
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示402号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成14年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
------	-----	------	-------	-------	-------

75	株式会社山陰合同銀行大栄支店	名称	株式会社山陰合同銀行大栄支店	株式会社山陰合同銀行大栄出張所	平成14年 7月22日
83	株式会社山陰合同銀行溝口支店	名称	株式会社山陰合同銀行溝口支店	株式会社山陰合同銀行溝口出張所	"
601	株式会社山陰合同銀行吉成支店	名称	株式会社山陰合同銀行吉成支店	株式会社山陰合同銀行吉成出張所	"

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年鳥取県条例第11号）第2条の規定により、平成14年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成14年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成14年10月10日（木）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟第14会議室及び第15会議室

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち1項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(5)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第10条の規定により農林水産大臣の指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）のうち林業改良指導員の養成を目的とし、その入学資格が短期大学の卒業生若しくはこれと同等以上の学力を有する者であることとされているもので、その修業年限が2年以上であるものにおいて林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成15年10月9日までに卒業する見込みの者

(2) 指定教育機関のうちその入学資格が短期大学の卒業生又はこれと同等以上の学力を有する者であることとされているもの（(1)に規定するものを除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、

当該指定教育機関において修業した期間若しくはア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が平成14年10月10日までに2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 短期大学又は指定教育機関((1)及び(2)に規定するものを除く。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が平成14年10月10日までに2年以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定(以下「検定」という。)に合格した者で、卒業又は検定合格後(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が平成14年10月10日までに6年以上に達するもの

(5) (1)から(4)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

5 受験願書の受付期間

平成14年8月1日(木)から同月28日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。なお、郵送による場合は、平成14年8月28日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林政課(持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。)

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 4の(1)に該当する者にあつては、大学又は指定教育機関の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 4の(2)に該当する者のうち指定教育機関において修業した期間が平成14年10月10日までに2年以上に達するものにあつては、指定教育機関の卒業証明書

(4) 4の(2)に該当する者のうち指定教育機関において修業した期間及び4の(2)のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が平成14年10月10日までに2年以上に達するもの((3)に規定する者を除く。)にあつては、指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(5) 4の(3)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(6) 4の(4)に該当する者にあつては、高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(7) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関して不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定書の用紙は、鳥取県農林水産部林政課において交付する。

その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林政課（電話 0857 - 26 - 7298）、各地方農林振興局林業振興課又は日野総合事務所農林局林業振興課に照会すること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第4項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定に基づき、鳥獣保護区の設定に関する公聴会を次のように開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により公告する。

平成14年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成14年8月19日（月）午前9時30分から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 第1会議室
- 3 案 件 次の表に掲げる鳥獣保護区の設定

名 称	位 置
布勢桂見鳥獣保護区	鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大楠線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道大楠1号線に至り、同市道を南西に進み、千代川地域森林計画区鳥取市115林班F小班と115林班G小班的境界に至り、同境界を北西に進み、164林班と115林班の境界に至り、同境界を南西に進み、164林班と165林班の境界に至り、同境界を北方に進み、165林班C小班と165林班D小班的境界に至り、同境界を西方に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同境界を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み、同県道と市道古海高住線の交点に至り、同市道を北東及び東方に進み、同市道と県道鳥取空港布勢線との交点に至り、同県道を南方に進み、同県道を県道鳥取鹿野倉吉線との交点に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第4項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会を次のように開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により公告する。

平成14年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成14年8月19日（月）午前10時30分から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 第1会議室
- 3 案 件 次の表に掲げる鳥獣保護区特別保護地区の指定

名 称	位 置
芦津鳥獣保護区特別保護地区	芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る168林班から170林班までの区域

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ヘリコプターテレビ可搬形自動追尾受信装置 3式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成14年11月15日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が電気通信機器に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成14年7月23日（火）から同年9月4日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年8月1日(木)午後1時30分

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年9月4日(水)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年9月4日(水)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒にいれ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年8月27日(火)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Helicopter Television Pursuit Receive System

(2) August 27, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 4, 2002 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

September 4, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432